

## 交通マネジメント新技術評価委員会の設置について

### 1. 設立趣旨

近年、IoT、ビッグデータ、AI等、技術革新が急速に進展し、国土交通分野においても生産性の向上や経済社会の発展に寄与することが期待されている。このような中、今後、より一層ネットワークを賢く使い、交通の利便性・快適性を向上させるため、ICTやAI等をフル活用した交通マネジメントの強化が必要である。

また、「観光先進国」の実現に向けて、観光地周辺で広域に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く、円滑な移動が可能な魅力ある観光地の創造を進める必要がある。

こうした中、ICT・AI等の革新的な技術を活用し、エリア観光渋滞対策の実験・実装を図る地域（鎌倉市・京都市の2地域）において、エリア観光渋滞対策の実装に向けた取組を推進するため、活用可能な新技術を広く公募したところである。

本委員会は、本公募への提案技術に対する評価を目的に設立するものである。

### 2. 検討項目

「交通マネジメントに活用する新たな技術の公募」に応募された技術について、「即応性」「適用性」「適応性」「先進性」等の観点から総合的に評価

### 3. 評価委員会委員

#### 【学識者】

川本 一彦	千葉大学大学院工学研究院	教授
◎ 福田 大輔	東京工業大学環境・社会理工学院	准教授
布施 孝志	東京大学大学院工学系研究科	教授
円山 琢也	熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター	准教授

◎：委員長  
(五十音順)

### 4. 事務局

(一財) 国土技術研究センター道路政策グループ

# 交通マネジメント新技術評価委員会 設置要綱（案）

## （目的）

第1条 近年、IoT、ビッグデータ、AI等、技術革新が急速に進展し国土交通分野においても生産性の向上や経済社会の発展に寄与することが期待されている。そこで、別途実施される「交通マネジメントに活用する新たな技術の公募」に応募した技術について評価する交通マネジメント新技術評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 評価委員会は、交通マネジメントに活用する新たな技術の公募で応募された新技術について評価する。

## （組織）

第3条 評価委員会は、別紙に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から、平成30年3月23日までとする。

## （委員長）

第4条 評価委員会に委員長を1名置く。

2 委員長は事務局の推薦及び委員の確認により定める。

3 委員長は会務を総理し、評価委員会を代表する。

## （評価委員会）

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員の追加及び委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

## （議事の公開）

第6条 評価委員会は非公開とする。

## （庶務）

第7条 評価委員会の庶務は、（一財）国土技術研究センターが行う。

## （委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成30年3月8日から施行する。

交通マネジメント新技術評価委員会

委員名簿（案）

川本 一彦 千葉大学大学院工学研究院 教授

◎ 福田 大輔 東京工業大学環境社会理工学院 准教授

布施 孝志 東京大学大学院工学系研究科 教授

円山 琢也 熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター 准教授

◎ : 委員長

(敬称略)

(五十音順)